

測量業務における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について

| | |
|---------------------|----------------|
| 平成 15 年 3 月 7 日 | 国地総管発第 524 号 |
| | 国地企指発第 143 号 |
| 平成 19 年 3 月 22 日 | 国地総管発第 160-2 号 |
| | 国地企指発第 75-2 号 |
| 令和 2 年 12 月 23 日 | 国地総契第 151 号 |
| | 国地企技第 81 号 |
| 最終改正 令和 6 年 2 月 9 日 | 国地総契第 184 号 |
| | 国地企技第 89 号 |

今般、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号。以下「法」という。）及び法第 15 条第 1 項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定）において、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する仕組みを整備するよう定められた趣旨等を踏まえ、国土地理院の所掌する測量業務（以下「測量」という。）の請負契約においても適正な履行を確保するため、下記により行うこととしたので、遺憾なきよう措置されたい。

記

第 1 対象となる測量

本通達による苦情処理の対象となる測量は、原則として以下のとおりとする。

- (1) 標準プロポーザル方式によった測量
- (2) 公募型・簡易公募型競争入札方式以外の指名競争入札方式（以下「通常指名競争入札方式」という。）によった測量
- (3) 随意契約方式によった測量

ただし、国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が 100 万円を超えないものを除く。

第 2 一次苦情申立て

1 理由の通知

国土地理院長、地方測量部長及び支所長（以下「国土地理院長等」という。）は、標準プロポーザル方式において技術提案書を提出した者のうち当該測量について特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知するものとする。

2 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲

苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は以下のとおりとする。

(1) 標準プロポーザル方式

イ 技術提案書を提出した者のうち、国土地理院長等による非特定理由の通知を受理した者で、当該非特定理由に対して不服がある者は、国土地理院長等に対して非特定理由についての説明を求めることができる。

ロ 当該発注と同一の業務種別に登録がある有資格業者のうち、当該測量の技術提案書の提出を求められなかったことに対して不服がある者は、国土地理院長等に対して技術提案書の提出を求められなかった理由について説明を求めることができる。

(2) 通常指名競争入札方式

当該入札と同一の業務種別に登録がある有資格業者のうち、当該通常指名競争に参加する者として指名されなかったことに対して不服がある者は、国土地理院長等に対して指名されなか

った理由についての説明を求めることができる。

(3) 随意契約方式（(1)の場合を除く）

当該契約と同一の業務種別に登録がある有資格業者で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、国土地理院長等に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

3 苦情の申立ての方法

苦情の申立ては、以下に掲げる期間内に、書面により国土地理院長等に対して行うことができるものとする。書面には、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる測量、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載すること。（様式自由）ただし、記第2のうち2(1)に掲げる苦情の申立ては、原則として電子入札システムにより国土地理院長等に対して行うことができるものとする。

- (1) 記第2のうち2(1)イに掲げる苦情にあつては、国土地理院長等が非特定理由の通知をした日の翌日から起算してから7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内。また、記第2のうち2(1)ロに掲げる苦情にあつては、国土地理院長等が業務の名称の公表を行った日の翌日から起算してから5日（休日を含まない。）以内。
- (2) 記第2のうち2(2)に掲げる苦情にあつては、国土地理院長等が業務の名称の公表を行った日の翌日から起算してから5日（休日を含まない。）以内。
- (3) 記第2のうち2(3)に掲げる苦情にあつては、国土地理院長等が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算してから5日（休日を含まない。）以内。

4 苦情申立てへの回答

苦情の申立てがあつた場合は、国土地理院長等は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に別記様式第1の書面（以下「回答書」という。）により回答するものとする。

ただし、記第2のうち2(1)イに掲げる苦情にあつては、苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して10日以内とする。

また、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

5 苦情の申立ての却下

国土地理院長等は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

6 苦情申立てについての教示

苦情申立てができる旨の教示を次のとおり行うものとする。ただし、本通達における対象測量に係るものに限る。

- (1) 標準プロポーザル方式にあつては、入札説明書、技術資料の提出を求める際に送付する資料又は技術提案書の提出要請書（以下「入札説明書等」という。）に記第2のうち2(1)イに掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。
- (2) 標準プロポーザル方式及び通常指名競争入札方式にあつては、記第2のうち2(1)ロ及び2(2)に掲げる苦情申立てができる旨をインターネット等により教示すること。
- (3) 随意契約方式にあつては、記第2のうち2(3)に掲げる苦情申立てができる旨インターネット等により教示すること。

7 苦情処理結果の公表

国土地理院長等は、申立者に回答を行ったときには、申立者の提出した書面（電子入札システムにより）提出されたものを含む。）及び回答書を速やかに公表するものとする。

8 苦情処理結果の報告

地方測量部長又は支所長は、申立者に回答を行ったときには、申立者の提出した書面（写）及び回答書（写）を国土地理院長に報告するものとする。

第3 再苦情申立て

1 再苦情の申立てができる者及び苦情申立てができる範囲

第2のうち4の回答書を受理した申立者であって、回答書による説明に不服がある者は、国土地理院長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

2 再苦情申立ての方法

- (1) 再苦情の申立ては、国土地理院長等から第2のうち4の回答書を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に、書面により国土地理院長に対して行うことができるものとする。
- (2) 再苦情の申立てがあった場合は、国土地理院長は、速やかに、「国土地理院入札監視委員会規則」（平成14年、国地達第27号、以下「規則」という。）により設置される入札監視委員会（以下「入札監視委員会」という。）に審議を依頼するものとする。
なお、入札監視委員会の審議に係る具体的な手続及び再苦情申立書の様式等については、規則によるものとする。

3 再苦情申立てへの回答

国土地理院長は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その結果を回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは入札監視委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い国土地理院長が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

4 再苦情の申立ての却下

国土地理院長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、申立ての書面を受けとった日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下することができるものとする。

5 再苦情申立てについての教示

記第2のうち4の回答書中に、再苦情申立てができる旨を教示するものとする。

6 苦情処理手続に係る明示

記第3のうち1から3に係る手続については、第2のうち4の回答書中に記載して明示するほか、第2のうち7の方法により明示するものとする。

7 再苦情処理結果の公表

国土地理院長は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び国土地理院長が回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

附 則

1 本通達は、平成15年4月1日より施行する。

2 第1の1について、当面、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が500万円を超えない測量は、除外するものとする。

附 則

この改正は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年2月9日から施行する。

別記様式第 1

国〇〇第〇〇〇号
年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名
殿

国土地理院長
〇〇 〇〇
国土地理院〇〇地方測量部長
沖繩支所長
〇〇 〇〇

年 月 日付けで貴社から説明を求められた事項について、下記のとおり回答します。
本回答に疑問があるときは、国土地理院長に対してその疑問の旨を付して、この回答書を受けとった日から7日（「休日」を含まない。）以内に別記様式2により、再説明を求めることができます。
また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 業 務 名 〇〇〇〇
2. 疑問に対する回答
3. 回答に関する
 問い合わせ先 (本院及び各地方測量部、沖繩支所)
 〒305-0811
 茨城県つくば市北郷1番
 国土地理院 総務部 契約課 契約係
 Tel 029-864-4361 (直通)

 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 住 所
 国土地理院 〇〇地方測量部 〇〇課 〇〇係
 Tel 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (代)
 内線 〇〇〇〇
4. 再説明に係る
 送付先 〒305-0811
 茨城県つくば市北郷1番
 国土地理院 総務部 契約課 契約調整係
 Tel 029-864-6478 (直通)

別記様式2（国土地理院入札監視委員会規則 別記様式4）

再 苦 情 申 立 書

年 月 日

国土地理院長 殿

1 再苦情申立者の住所氏名

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇

代表者氏名 〇〇〇〇

2 再苦情申立ての対象となる測量業務名

測量業務名 〇〇〇〇〇

3 不服ある事項

4 3の主張の根拠となる事項